

令和元年度第4回障害保健福祉施策連絡会会議録

1 開催日時

令和2年3月10日（火） 午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

浜松市役所 北館1階 102会議室

3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

浜松市浜北手をつなぐ育成会

ぞうさんの会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（欠席）

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

（浜松市障がい者基幹相談支援センター）

（事務局 障害保健福祉課）

4 議事内容

（1）令和2年度予算案の概要について

- ① 障がい者相談支援事業所の再編
- ② 通学・通園等の移動支援事業
- ③ 移動支援拡充に対応したヘルパー養成事業
- ④ 人工呼吸器用外部バッテリー更新助成事業
- ⑤ 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
- ⑥ 重度心身障害児扶養手当の見直し

（2）福祉避難所の取り組みについて

（3）地域活動支援センターについて

（4）障がい者自立支援協議会新体制について

（5）その他

5 記録の方法

発言者の要点記録

6 会議記録

- 1 開会
- 2 議事

(1) 令和2年度予算案の概要について

事務局より資料に基づき説明

浜松市の予算の内訳について、一般会計は 3,495 億円であり、前の年の 3,501 億円に比べてほぼ同じである。それに対して、福祉関係の予算である民生費については、前年より増加している。民生費のうち障がい関係については、民生費全体の伸び率よりも多くなっている。障害保健福祉課予算の推移について、10 年前、直近 5 年を見ても増加している。障害保健福祉に係る予算の内訳について、障害者自立支援給付事業で 137.8 億円、障害児自立支援給付事業で 46 億円となっており、2 つの自立支援給付事業で全体の 8 割を占めている。主なものとして、障がい者については介護給付や自立支援医療、障がい児については通所支援などが挙げられる。

①障がい者相談支援事業所の再編

事務局より資料に基づき説明

委託相談支援事業所が市内に 15 か所あるが、その事業所を再編する。再編をする背景としては、障がいの重複化や障がいのある人や家族の高齢化などにより、相談内容が多様化・困難化していること、障がい者相談支援事業所には、各障がい種別に対応可能な人材の配置や訪問相談を主体とした支援が必要となっていることが挙げられる。令和 2 年 4 月 1 日より、地域包括支援センターの担当圏域との整合性を図りながら、現在の 15 か所のうち発達医療総合福祉センターの相談機能であるシグナルを除く 14 か所を 5 か所に再編する。相談員を 1 事業所 4～7 人に集約して配置することで、障がい種別に応じた相談や訪問相談の実施体制を整備していく。

【再編後の障がい者相談支援事業所】 開設時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

- ・浜松市中障がい相談支援センター
相談圏域：中区 開設場所：和合せいれいの里内 相談員：7 人
- ・浜松市東障がい相談支援センター
相談圏域：東区 開設場所：東区役所 2 階 相談員：4 人
- ・浜松市西・南障がい者相談支援センター
相談圏域：西区、南区 開設場所：西区役所 3 階 相談員：6 人
- ・浜松市北障がい者相談支援センター
相談圏域：北区 開設場所：北区役所 3 階 相談員：4 人
- ・浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター

相談圏域：浜北区、天竜区 開設場所：浜北保健センター1階 相談員：4人
・障がい者相談支援事業所シグナル

開設場所：浜松市発達医療総合福祉センター 相談員：4人
現在の委託相談利用者には、相談員から今後の担当センター等、個別に説明をしている。

②通学・通園等の移動支援事業

事務局より資料に基づき説明

医療的ケア児及び重症心身障がい児を育てる親の就労支援や療育の負担軽減を図るため、通学・通園及び通所時の移動を支援することを目的とする。背景としては、医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児等が増加傾向にあること、他の障がいと比較して、医療的ケア児等とその家族に対する支援環境の整備が遅れていること、障がい児を持つ保護者から通学・通園等に係る移動支援を求める声が出ていることが挙げられる。

事業内容としては、ヘルパーによる医療的ケア児等の移動支援。対象は、(1)幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校等への通学・通園、(2)児童発達支援事業所への通所、(3)保育園や幼稚園と児童発達支援事業所との併行通園。

自己負担額は原則 1割負担（生活保護受給・市民税非課税世帯等は負担なし）で、利用上限時間は月 25時間となる。

③移動支援拡充に対応したヘルパー養成事業

事務局より資料に基づき説明

通学・通園等への移動支援事業の拡充に伴い、研修の実施及び受講料の免除により、移動支援従事者を養成することを目的とする。背景としては、移動支援従事者の人材不足が懸念されるため、ヘルパーを養成する必要があることが挙げられる。

事業内容は、1.移動支援従事者研修、2.医療的ケア従事者研修の2つ。移動支援従事者研修は2日間の研修日程（1日目 座学講義、2日目演習）で、移動支援事業への従事を希望する者を対象とする。医療的ケア従事者研修は、県に登録している研修期間が実施する喀痰吸引等研修（第1号～第3号）の受講料の一部を支援するもの。助成額は受講料の実費で1人につき上限を8万円とする。

④人工呼吸器用外部バッテリー更新助成事業

事務局より資料に基づき説明

人工呼吸器を装着する障がい者や難病患者を対象に、耐用年数を経過した人工呼吸器用外部バッテリーの再助成を実施することを目的とする。背景としては、現在、初回に限り人工呼吸器用外部バッテリーの購入費を助成しているが、年数を経過したバッテリーは稼働時間が極端に短くなり、長期停電時に使用できない恐れがあること、病状進行により緊急かつ新たに人工呼吸器の装着が必要な難病患者に対して、迅速に支援を行う必要があることが挙げられる。

事業内容は、呼吸器機能障がい者で、在宅で人工呼吸器を使用している者、筋委縮

性側索硬化症(ALS)等の難病患者で、在宅で人工呼吸器を使用している者を対象とし、耐用年数は5年、助成限度額は初回は200,000円、再助成の場合は100,000円とするもの。

⑤精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

事務局より資料に基づき説明

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まいなど、包括的に地域で支える仕組みを構築することを目的とする。背景としては、精神科病院の入院患者のうち退院可能な人の一部について、住まいの確保や、在宅サービスなど地域における支援体制がないことから退院が困難になっていること、精神障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組みの推進が必要なことが挙げられる。

事業内容は、現在、障がい者自立支援協議会専門部会において精神科病院の長期入院患者の退院支援について協議をしてきたが、その専門部会から独立発生させた新体制へ移行する形で協議の場を設ける。協議の場の下部組織として専門部会を設置し地域課題の協議を行う。また、精神障がいのある人の支援をする医療機関や地域援助事業者等を対象にした地域移行関係職員研修を行っていく予定である。

⑥重度心身障害児扶養手当の見直し

事務局より資料に基づき説明

概要としては、医療的ケア児者及び重度身体障がいと知的障がい重複する重症心身障がい児に対して新たな生活支援サービスを実施する一方で、重度心身障害児扶養手当を段階的に廃止するもの。

内容は、現在、所得制限により支給停止となった人（所得制限額に1.5を乗じて得た額以下の人及び1.5を乗じて得た額を超える人）の手当を以下の通り段階的に廃止する。

※支給月額予算額

所得制限額に1.5を乗じて得た額以下の人 令和2年度 52,730円×1/4=13,182円
令和3年度 廃止

所得制限額に1.5を乗じて得た額を超える人 令和2年度 52,730円×1/8=6,591円
令和3年度 廃止

特別児童扶養手当1級受給者に支給している月5,000円の手当は存続する。

(2) 福祉避難所の取り組みについて

事務局より資料に基づき説明

今年度の取り組みについて報告。令和2年2月現在、福祉避難所として開設を予定している施設は255か所、うち障がい関係施設は30か所となっている。内訳は、民間の障がい者施設が23か所、その他の社会福祉施設として発達医療総合福祉センター、特別支援学校の6校である。今年度の取組の主なものは、10月20日に初めて福祉避難所開設訓練を実施。市職員と特別養護老人ホームに協力してもらい、東区にて開催した。内容は、情報伝達訓練と施設への移送訓練を行った。もう一つは、2月7日まで

に随時市のホームページで施設名を公表した。2月現在、156の施設名を公表している。障がい関係の施設については30すべての施設名を公表している。今後については、引き続き開設訓練を行うとともに市職員や施設職員に対する研修会を実施していく。

〈浜松ろうあ協会〉

福祉避難所の開設訓練を行ったとのことだが、情報伝達がうまくできるかが気になる。聴覚障がい者の場合、情報が一番大切になる。掛川市では事前情報なしで、耳が聞こえる人聞こえない人に限らず訓練を行った。それにより聴覚障がい者が何かに困っているということに健常者が気づく様子が見られた。浜松市でも健常者・障がい者関係なく、一緒に訓練を行う必要があると考える。

〈事務局〉

今年の訓練は福祉避難所の仕組みを市職員が理解するために実施した。次の段階として、避難する人の状況に応じた対応の訓練をしていきたい。

〈事務局〉

地域における避難訓練に障がい者がどう参加していくか検討が必要。障がい者も地域の防災訓練に積極的に参加してもらうとともに、主催者側である自治体や民生委員に対して、障がい者を受け入れてもらえるような訓練をしていただくことが課題である。危機管理部門に要望を伝え、地域で一緒に避難できるような体制づくりを考えていきたい。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

福祉避難所の取り組みは今年度から始まったのか。来年度以降も継続されるのか。訓練は年に複数回行うのか。

〈事務局〉

訓練は今年度が初めて。来年度は当事者の参画も得ながらやっていきたい。現時点では年に1回を想定しているが、介護施設を所管する高齢者福祉課と連携して行っていくため、回数については相談していきたい。

〈浜松の福祉を考える会〉

福祉避難所への移送ということだが、具体的にどんなイメージをしているのか。例えば車いす利用者を移送する場合、どんな車両を使用するのか。

〈事務局〉

今年の訓練においてはあらかじめシナリオを用意し、一人は自分で歩ける方、もう一人は車いすを使用している方を想定した。移送の際の車両は公用車を使用した。

〈事務局〉

今後としては、タクシー協会等の支援を得ながら、車いすが乗れるタクシーの活用も

検討していきたい。

(3) 地域活動支援センターについて

事務局より資料に基づき説明

現在 7 か所開設している地域活動支援センターの 1 つである「はまかぜ」が令和 2 年 3 月末に閉所する。はまかぜの概要としては、開所年月日は平成 18 年 10 月 1 日、利用契約者は 130 人。利用者への対応としては、利用者と面談し、本人の希望、日中活動の状況、障がいの程度等を踏まえ、他の福祉サービスの提案やその利用調整を行なっている。

【参考】地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作・生産活動、社会との交流等の日中活動を提供する施設。

(4) 障がい者自立支援協議会新体制について

事務局より資料に基づき説明

来年度からの障がい者自立支援協議会新体制についての最終版。障がい者相談支援事業所の再編により、14 か所から 5 センターに変わるため、相談の圏域を一つのエリアとし、エリア連絡会を設置。エリア連絡会は、エリア全体会とエリア事務局会議、課題を協議する部会で成り立ち、エリアによって開設の状況は変わると思われるが当事者と意見交換ができる場も設けていく。エリア連絡会と市の協議会とつながっていく所として、企画会議がある。現在調整会議という名称で開催されているものであり、委託相談と各区の社会福祉課により協議会の運営、課題の調整等を行なう。企画会議とつながる所として、専門部会がある。来年度からは、相談支援部会、権利擁護部会、地域生活部会の 3 つの部会を常設とし、課題ごとにワーキングを作り部会の中で取り組んでいく。もう一つ企画会議とつながる所として当事者部会があり、本日の連絡会と同様のものを開催していく。企画会議の上に今まではなかった市全体会を設置する。学識経験者や各事業所、学校の先生等に参加してもらい、地域の課題について最終的な協議を行う場となる。こちらには教育委員会にも参加してもらう予定。最終的には市全体会で協議した結果、市へ提言・報告しなければならない内容については、障害者施策推進協議会へつなげていく流れになる。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

通学・通園等の移動支援事業について、特別支援学校は対象になるか。

〈事務局〉

対象になる。

〈浜松ろうあ協会〉

家の近くの高齢者がバスの廃止により移動手段がなくなってしまった。急に家を訪ねてきて、車に乗せて欲しいと言われたこともある。将来的にバスの廃止が進むという懸念がある中、高齢者の場合、移動手段がないと引きこもりにも繋がってしまう。市とし

てどう考えるか。

〈事務局〉

移動支援については障がい者を対象にしたサービスとなっている。バスが廃止された場合に、例えば福祉有償運送といった、地域のNPOが主体となって移動手段を確保する方法等が考えられる。具体的には交通政策課で検討されていくと思われる。

〈事務局〉

超高齢化社会を迎えるにあたって免許返納等もあり、公共交通機関のあり方が課題となっている。福祉有償運送もそうであるが、公共交通のあり方は浜松市として課題認識している。福祉部門と都市計画部門との調整になるため、今後議論、検討していく。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

移動手段について、バスが一日に何本もある所と、数本しかない所では地域差が大きい。それなのに、バス・タクシー券は同じ回数が交付されている。もう少し地域性を踏まえた、きめの細かい対応をして欲しい。

〈事務局〉

地域性のメリハリは重要であると考え。将来的なあり方を検討する中で、こういった意見も踏まえて議論していく。

〈浜松ろうあ協会〉

先ほど高齢者の話をしたが、足の不自由な人も同様。高齢者の運転にも不安がある。移動手段については高齢者に限らず、大きな課題として考えてもらいたい。

〈事務局〉

高齢者だけでなく、福祉課題として認識している。

〈ぞうさんの会〉

福祉避難所について、当団体では呼吸器をつけていたり重度の方が多い。そういった方は直接福祉避難所に避難してはいけないか。

〈事務局〉

医ケア児等については、重度心身障害児扶養手当見直しの財源を使って直接避難できる仕組み作りを今後検討していく。

〈事務局〉

児者ともに対象とした仕組みを、なるべく早く作っていきたい。

〈アクティブ〉

障がいがあることで一時避難所に行けず、自宅で過ごす人が多くなると思われる。自宅にいる人の情報源も不安。どこまでを直接福祉避難所に行くことを認めるのか。どのくらいの人が一次避難所へ行くのか、自宅で過ごすのか、福祉避難所へ行くのかを踏まえて検討してもらいたい。

〈事務局〉

まずは仕組みを作り、実態を把握するため訓練を行う。訓練を行うことで課題が見えてくるため、仕組みを直していくことを考えている。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

新型コロナウイルスの関係で、政令市を除く静岡県は放課後等デイサービスに対して日中の開設要請を行い、人数を多く受け入れたところに補助金を補填するとの話があったが、浜松市としては事業所等に対してどのような対応をしたか。また、今後の見通しはあるか。

〈事務局〉

小中高の休校日について、放課後児童会での受け入れは、普通級の児童は小学校 3 年まで、発達支援級の児童は中学 3 年までとなっている。放課後等デイサービスについては学校休校と同時に浜松市から日中時間の開設要請を行い、7 割程度は要請に応じてくれた。放課後等デイサービスは開設時間延長かつ休業日ということで報酬単価は通常よりも高くなっている。経費の話になるが、開設延長に伴う給付費については負担割合が国が 1/2、県が 1/4、市が 1/4 となっているが、国が 10 割負担すること。

〈福祉を考える会〉

⑥重度心身障害児扶養手当の見直しについて、新たな生活支援サービスとは何か。

〈事務局〉

通学・通園等の移動支援拡充やそれに対応したヘルパー養成事業、人工呼吸器用外部バッテリー更新助成事業、福祉避難所の取り組み等である。

〈事務局〉

令和 3 年度以降に、医ケア児者のコーディネーター配置事業も実施予定である。また、地域生活拠点事業の中で、親なきあとを見据えた一人暮らし体験の機会の提供の仕組みも作っていく。

〈福祉を考える会〉

知的に重く、自閉症でこだわりが強いと、今は個別に事業所が対応してくれるため安定しているが、将来的に施設やグループホームは難しいと思われる。一人暮らし体験の対象者に制限は設けないでほしい。

〈事務局〉

これから制度設計をしていくが、障害の程度での可否は考えていない。現行の制度の枠組みで対応できるもの、できなければ市の単独事業を入れつつという形で考えている。また意見をいただきながら検討をしていきたい。

〈ぞうさんの会〉

④人工呼吸器用外部バッテリー更新助成事業について、呼吸器によってバッテリーの価格が違うが、再助成の場合、限度額 10 万円以内であればバッテリー2 本購入でも対象になるか。

〈事務局〉

助成については、1 本を対象と考えている。初回についても同様。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

一人暮らし体験の話があったが、一人暮らしはグループホームだけでなく、例えばシェアハウスのような多様な暮らし方があっていいと思われる。アパートに支援が入るといった多様な暮らしができるような公的な支援を考えてほしい。

〈事務局〉

グループホームだけでなく賃貸アパートといった方法も検討していく。いろいろなパターンにどこまでできるかは判断が難しいが、ひとつだけではないと考えている。

〈浜松手をつなぐ育成会〉

例えば県から家賃 1 万円の補助があるが、市として上乗せの補助があるとより一人暮らしがしやすくなる場合もあると思うが、どうか。

〈事務局〉

少なくとも期間を設けた日程の話である。例えばグループホームの一室や市営住宅の空き部屋といった、離れた場所ではなく、なるべく街中の環境でと考えている。

〈浜松ろうあ協会〉

新型コロナウイルス感染症について、現状聞こえない人の感染はないが、もし感染して隔離となると情報が得られなくなるため、今後感染した場合どうしたらいいか。全日本ろうあ連盟より、手話通訳の感染防止から、チャット等を使用した手話通訳の申し入れをしていると聞いているが、浜松市としても考えてもらいたい。感染前、感染後に限らず情報保障が必要だと懸念している。

〈事務局〉

聴覚障がい者に限らず、広い範囲に情報提供ができる体制づくりをしっかりとしてほしいと保健所をお願いしていく。

(5) その他

事務局より、障がい者施設通所支援事業の上半期の実績について報告。

今年度から開始した事業であり、上半期（4～9月）において46名、292,830円の申請があった。下半期分（10～3月）については4月1日から4月15日までが申請期間となる。2月時点で各事業所へ向けて実態調査を行ない、156事業所のうち126事業所より回答があった。申請対象者が135名いるうち、未申請者が97名いた。未申請者については下半期に申請してもらおうよう伝える。今年度の実績についてはまた改めて報告する。

事務局より、資料に基づき浜松市三ヶ日B&G海洋センターについて説明。

浜松市三ヶ日B&G海洋センターが障がい者も利用しやすいよう改修された。詳しいことは直接施設へ問い合わせをお願いしたい。

事務局より、障害者施策推進協議会委員の委嘱について説明。

障害者施策推進協議会は当事者部会等が出た意見を議論する場。メンバーは、当事者団体・医療関係者・大学教授で成り立っていて、年2回程度開催している。現在の委員の任期が令和2年5月までとなっており、新しい委員を選ぶ手続きに入っていく。当事者団体への委員依頼について、現在の委員である、浜松手をつなぐ育成会、浜松地区肢体不自由児親の会、浜松地区精神保健福祉会明生会、浜松市身体障害者福祉協議会の4団体に引き続きお願いしていきたい。（各団体1名ずつ）

〈事務局〉

特に意見がないため、引き続き4団体をお願いしていく。

以上で当事者部会を終了する。